

伊連発第 154 号

令和 3 年 3 月 18 日

事業主 各位

伊藤忠連合健康保険組合

理事長 石塚 哲士

首都圏一都三県の緊急事態宣言解除に伴う当健康保険組合の対応について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素の事業運営及び緊急事態宣言中における当健保組合の対応につきご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

春の採用・異動の季節となり皆さまからのお問合せが増えると予想されることから、令和 3 年 3 月 22 日(月)より電話対応時間を 1 時間延ばし 10:00～11:30、12:30～15:00 とさせていただきます。

尚、首都圏一都三県の緊急事態宣言は解除されたものの、職員のコロナ感染リスクを抑え業務継続を図ることが最優先との観点より、コロナ禍の現状では電話対応時間を従来の 9:00～17:00 に戻すのは時期尚早と判断しておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

敬具